第二十三条第二項の表第六号を同表第八号とし、同表第五号中「第十四条の二第二項」を「第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第二項」に改め、同号を同表第七号とし、同表第四号中「事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者」を「事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）」に改め、同号を同表第五号とし、同号の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 六　電気工作物である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者 | 当該有害物質使用特定施設 | 第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第一項及び第四項 |

第二十三条第二項の表第三号を同表第四号とし、同表第二号中「第十四条の二第二項」を「第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第二項」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 二　鉱山施設である有害物質使用特定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山から特定地下浸透水を浸透させる者 | 当該鉱山 | 第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第一項及び第四項 |

第二十三条第三項中「特定施設」の下に「又は指定施設」を加え、同条第四項中「又は特定地下浸透水」を「若しくは特定地下浸透水又は同項に規定する指定施設から地下に浸透する有害物質を含む水」に改め、同条第六項中「第四号」を「第五号」に改め、「、第十三条の二第一項」の下に「、第十三条の三第一項」を加え、「同表第七号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項又は」を「同表第二号又は第六号の上欄に掲げる者に対し第十三条の二第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第三号、第七号又は第十一号の上欄に掲げる者に対し第十三条の三第一項の規定による命令を、同表第九号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項又は第十三条の三第一項の規定による命令を、同表第十号の上欄に掲げる者に対し」に改める。

第二十四条の二第一号中「第十三条の二第一項」の下に「、第十三条の三第一項」を加え、同条第二号中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改める。

第三十条中「第十三条の二第一項」の下に「、第十三条の三第一項」を加える。

第三十三条第三号中「又は第二項」を「、第二項又は第五項」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の水質汚濁防止法第五条第一項の規定によりされている届出は、この法律による改正後の水質汚濁防止法（以下「新法」という。）第五条第一項の規定によりされた届出とみなす。

**第三条**　この法律の施行の際現に工場若しくは事業場において新法第二条第八項に規定する有害物質使用特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置している者（新法第五条第一項又は第二項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。）又は工場若しくは事業場において新法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。次条において同じ。）は、この法律の施行の日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を都道府県知事（新法第二十八条第一項の政令で定める市（特別区を含む。以下この項において同じ。）の区域内の有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る場合にあっては、当該市の長とする。）に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出をした者は、新法第六条第一項の規定による届出をした者とみなす。

3　第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

**第四条**　この法律の施行の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（新法第五条第二項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。）及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、新法第八条第二項、第十二条の四及び第十三条の三の規定は、適用しない。

2　前項の規定に該当する者に対する新法第十三条の三第二項の規定の適用については、同項中「第十二条の四の基準の適用」とあるのは、「第十二条の四の基準の適用（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行の日から起算して三年を経過することにより同条の規定が適用されることとなった場合を除く。以下この項において同じ。）」とする。

（政令への委任）

**第五条**　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

**第六条**　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正）

**第七条**　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「又は特定地下浸透水」とあるのは「特定地下浸透水」と、「前条第一項各号又は」を「若しくは特定地下浸透水」とあるのは「特定地下浸透水」と、「前条第一項各号」に「同法第七条中「第五条」とあるのは「第五条第二項」を「同法第七条中「第五条又は」とあるのは「第五条第二項若しくは第三項又は」に、「第八号」を「第九号」に、「掲げる事項又は」を「掲げる事項」に、「同法第八条中「都道府県知事」とあるのは「府県知事」と、「第五条」とあるのは「第五条第二項」を「同法第八条第一項中「都道府県知事は、第五条第一項若しくは第二項」とあるのは「府県知事は、第五条第二項」と、「第五条第一項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号」とあるのは「同項第四号」に、「同法第九条第一項」を「又は第五条第一項若しくは第二項」とあるのは「又は同項」と、同法第九条第一項」に、「第五条第二項」と、同法第十条中「第五条」とあるのは「第五条第二項」を「第五条第二項若しくは第三項」と、同法第十条中「第五条又は」とあるのは「第五条第二項若しくは第三項又は」に、「若しくは同条第二項第一号」を「、第二項第一号」に、「第五条第二項」と、同条第三項中「第五条」とあるのは「第五条第二項」を「第五条第二項若しくは第三項」と、同条第三項中「第五条」とあるのは「第五条第二項若しくは第三項」に、「同法第二十三条第二項中「排出水を排出し、又は特定地下浸透水」とあるのは「特定地下浸透水」と、「第五条」とあるのは「第五条第二項、第六条」と、同条第三項中「第五条」とあるのは「第五条第二項」を「同法第二十三条第三項中「第五条」とあるのは「第五条第二項若しくは第三項」に、「当該特定施設」を「当該特定施設又は指定施設」に改め、「、「第八条、第八条の二」とあるのは「第八条」と」を削り、「第八条」と、同条第五項」に改める。

**第八条**　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五項ただし書中「から第六号まで」を「、第六号若しくは第七号」に、「並びに」を「及び」に改める。

環境大臣　松本　龍

内閣総理大臣　菅　直人